

交通ルールやマナーを守り、交通事故をなくしましょう！

□秋の全国交通安全運動が始まります

★9月21日(日)から30日(火)まで★

品川区では、警視庁、東京都など関係機関・団体と連携して、交通安全運動を実施します。交通事故を未然に防ぐため、この運動を機会に、家庭や地域、職場等で交通安全について考えてみましょう。



□自転車安全利用五則を守りましょう

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用



□道路交通法の一部を改正する法律が施行されました

自転車利用者に関する法改正（平成25年12月1日施行）

1. 路側帯の通行方法

これまで路側帯は双方向に通行できましたが、自転車同士の衝突や接触事故の危険性があるため、自転車などの軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側に設けられた路側帯に限られることになりました。

2. 警察官による自転車の検査など

死亡・重傷事故を引き起こす危険性が高い制動装置不良自転車の運転を防止するため、警察官が基準に適合したブレーキを備えていないと認められる自転車を停止させて検査を行い、応急のブレーキ整備や運転継続の禁止を命令できるようになりました。

◎上記以外にも、改正された道路交通法が施行されています。



※各警察署を中心に、様々な交通安全啓発事業を実施しています。事業の実施予定や交通事故を防ぐポイント、道路交通法の改正に係る詳細については、荏原警察署の交通課にお問い合わせいただくか、警視庁のホームページをご覧ください。



【問い合わせ】荏原警察署交通課交通総務係 Tel 3 7 8 1 - 0 1 1 0（代表）
品川区土木管理課交通安全係 Tel 5 7 4 2 - 6 6 1 5